宮　環　指　第 188 号
令 和　4 年 11 月 18 日

宮崎市民の皆様へ

宮崎市長　清山　知憲
（公印省略）

指定喫煙所の在り方等に関するアンケート調査について（お願い）

本市では、平成19年4月に「宮崎市ごみのぽい捨ての防止及び公共の場所における喫煙の制限に関する条例」を施行し、橘通りなどを美化推進区域と路上喫煙制限区域に指定して、指定喫煙所以外での喫煙の禁止やたばこの吸い殻などのぽい捨てを防止することにより、清潔で美しいまちづくりを推進しています。

そのような中、令和2年4月に改正健康増進法が全面施行され、屋外での喫煙は規制の対象外ですが、望まない受動喫煙を生じさせないよう配慮しなければならなくなったことから、12ヵ所あった指定喫煙所を、令和3年度に6ヵ所、令和4年度に3ヵ所段階的に閉鎖し、現在3ヵ所（ミスタードーナツ前、宮崎第一信用金庫前、市役所前交差点西側）のみとなりました。

今回のアンケート調査は、市民全体の意見を幅広く聴き、中心市街地におけるたばこの吸い殻のぽい捨て対策等について検討するための基礎資料とするものですが、残り3ヵ所の指定喫煙所の在り方については、本調査とは別に、3ヵ所ごとの街頭アンケートも実施する予定で、これら両方のアンケート調査の結果と地元商店街等の意見等も踏まえて、総合的に判断したいと考えておりますので、皆様のご協力をどうぞよろしくお願いいたします。

1．調査対象

宮崎市内在住で令和4年11月1日時点で20歳以上の方　※住民基本台帳データより無作為に抽出

2．回答方法

（1）インターネットによる回答　　右記QRコードから入力または下記URLから入力
https://

（2）FAXまたは電話による回答　　調査票（裏面）を下記連絡先へ送信または電話による聞き取り

QRコード

3．回答期限

令和4年12月19日（月）

※電話による回答は平日（祝日を除く月曜日から金曜日まで）8時30分から17時15分まで

4．注意事項

・インターネット回答が難しい方は、右記連絡先までご連絡ください。
・回答内容は、本調査以外に使用することはありません。
・調査結果については、令和5年3月までに市ホームページで公表する予定です。

（文書取扱・連絡先）
環境部 環境指導課 監視指導係
電話：0985－21－1763
FAX：0985－28－2235
09sisetu@city.miyazaki.miyazaki.jp

「宮崎市ごみのぽい捨ての防止及び公共の場所における喫煙の制限に関する条例」に基づく市の取組み

1. 市内全域におけるごみのぽい捨ての禁止と、公共の場所での喫煙を制限
2. 橘通り、一番街、若草通りを『美化推進区域』と『路上喫煙制限区域』に指定し、中心市街地の環境美化を推進
3. 当該区域内における路上喫煙は原則できないが、指定喫煙所だけは喫煙可能
なお、違反に対する指導に従わないときは罰則（過料2,000円）があるが、これまでに適用された事例はない

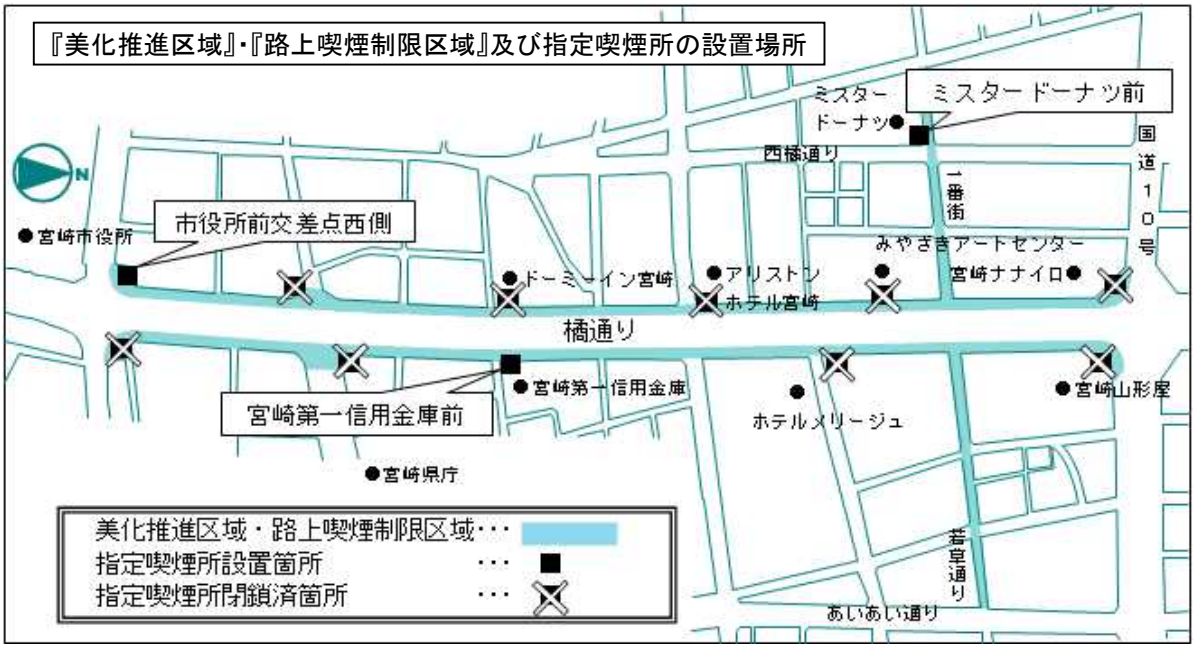

「指定喫煙所の在り方等」市民アンケート調査票

令和 4 年 11 月 18 日
宮崎市環境指導課

-令和4年12月19日までの回答をお願いします-

問1　あなたはたばこを吸いますか。当てはまるものを1つだけお選びください。
1 ☐ 主に紙巻たばこを吸う　2 ☐ 主に加熱式たばこまたは電子たばこを吸う　3 ☐ 吸わない

問2　橘通り、一番街、若草通りを、条例に基づく『美化推進区域』と『路上喫煙制限区域』に指定していますが、これらの通りを利用する機会はありますか。当てはまるものを1つだけお選びください。
1 ☐ よく利用する（週に1回以上程度）　2 ☐ たまに行く（月に1回以上程度）
3 ☐ ほとんど行かない

問3　『美化推進区域』と『路上喫煙制限区域』をご存知ですか。また区域内には、複数の指定喫煙所を設置していますが、ご存知ですか。当てはまるものを1つだけお選びください。
1 ☐ 区域指定のことも知っているし、指定喫煙所のことも知っている
2 ☐ 区域指定のことは知っているが、指定喫煙所のことは知らなかった
3 ☐ 区域指定のことは知らなかったが、指定喫煙所のことは知っている
4 ☐ どちらも知らなかった

問4　令和2年4月の改正健康増進法の施行に伴い、それまで12ヵ所あった指定喫煙所を令和3年度から段階的に閉鎖しており、現在では3ヵ所（ミスタードーナツ前、宮崎第一信用金庫前、市役所前交差点西側）になっていることをご存じですか。当てはまるものを1つだけお選びください。
1 ☐ 知っている　2 ☐ 聞いたことはあるが、詳しくは知らなかった　3 ☐ 知らなかった

次の問5、問7、問9の3ヵ所の指定喫煙所は、それぞれ利用者の特徴等がありますが、たばこの吸い殻のぽい捨て防止や受動喫煙防止の観点を踏まえ、今後どうあるべきだと思いますか。3ヵ所それぞれ当てはまるものを1つだけお選びのうえ、理由についても3ヵ所それぞれ教えてください。

理由の例）たばこの吸い殻のぽい捨てが増えると思うため残すべき
受動喫煙防止の観点や景観上から撤去すべき　など

問5　ミスタードーナツ前（一番街）
【特徴：繁華街にあるという特性上、夜間の利用者が多い】
1 ☐ 残した方が良い　2 ☐ 撤去した方が良い　3 ☐ どちらとも言えない

問6　問5の理由

問7　宮崎第一信用金庫前（橘通東2丁目）
【特徴：近くに事業所があるという特性上、平日、通勤や昼休み時間帯の利用者が多い】
1 ☐ 残した方が良い　2 ☐ 撤去した方が良い　3 ☐ どちらとも言えない

問8　問7の理由

問9　市役所前交差点西側（橘通西1丁目）
【特徴：近くに事業所があるという特性上、平日、通勤や昼休み時間帯の利用者が多い】
1 ☐ 残した方が良い　2 ☐ 撤去した方が良い　3 ☐ どちらとも言えない

問10 問9の理由

問11 路上喫煙制限区域外においては喫煙が禁止されていないため、たばこの吸い殻のぽい捨てが多く見られる傾向にあります。このようなたばこの吸い殻のぽい捨てを防止するため、路上喫煙制限区域外の屋外等に、新たに喫煙所を設置したほうが良いと思いますか。当てはまるものを1つだけお選びください。
1 ☐ 設置した方が良い　⇒問12へお進みください。
2 ☐ 設置しなくて良い　⇒質問は以上です。

問12 問11で設置したほうが良いと答えた方にお尋ねします。改正健康増進法では屋外での喫煙に対して分煙対策等は義務付けられておりませんが、望まない受動喫煙を生じさせることがないよう周囲の状況に配慮することが求められています。もし仮に、市が新たな喫煙所を屋外に設置する場合、どのような形態のものが良いと思いますか。当てはまるものを1つだけお選びください。
1 ☐ たばこの煙が漏れない完全密閉型の分煙喫煙所（設置費用等に数千万円程度が必要）
2 ☐ スタンド灰皿をパーティション等で囲う分煙喫煙所（設置費用等に数百万円程度が必要）
3 ☐ スタンド灰皿のみ
4 ☐ その他

※ご協力ありがとうございました。